

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年2月16日 09時03分ごろ
発生場所	福岡県宗像市地ノ島南東方沖 鐘崎港西防波堤灯台から真方位308° 1,800m付近 (概位 北緯33° 53.5′ 東経130° 30.7′)
事故の概要	プレジャーボートシーグライツIIは、西南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年3月10日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート シーグライツII、6.2トン
船舶番号、船舶所有者等	291-44080福岡、株式会社日向計画
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 同乗者、一級小型
負傷者	なし
損傷	舵軸に曲損、船底外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び同乗者が乗り組み、回航の目的で山口県周南市から福岡県糸島市に向かっていた。</p> <p>本船は、関門海峡を通過後、同乗者が船長から操船を引き継ぎ、手動操舵により約28ノットの対地速力で西進した。</p> <p>同乗者は、船長から操船を引き継ぐ際、宗像市沖では大島に向かって航行するように指示されたものの、地ノ島の南側も通過できるものと思い、地ノ島南端と宗像市鐘ノ岬の中央付近に向けた。</p> <p>本船は、西南西進中、地ノ島南端から南南東方に拡張する浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.2mであった。</p> <p>本船は、付近を航行していた海上保安庁の船舶及び漁船が本事故に気付いて来援し、宗像市地ノ島漁港にえい航された。</p> <p>同乗者は、宗像市沖の海域を航行するのが初めてであり、2月15日に急遽、船長から乗船の指示を受けたので、事前に糸島市まで回航する予定の水路調査を行っておらず、地ノ島南端から南南東方に拡張する浅所の存在を知らなかった。</p> <p>同乗者は、GPSプロッターを見ながら操船していた。</p> <p>GPSプロッターは、本事故時、広範囲のレンジとしていたため、地ノ島南端から南南東方に拡張する浅所が表示されていなかった。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、同乗者が、地ノ島南端から南南東方に拡張する浅所の存在を知らなかったことから、地ノ島南端と鐘ノ岬の中央付近に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>同乗者は、2月15日に乗船の指示を受けたことから、事前に航行予定海域の水路調査を行っておらず、地ノ島南端から南南東方に拡張する浅所の存在を知らなかったものと考えられるが、船長から大島に向かって航行するように指示されたものの、地ノ島南端と鐘ノ岬の中央付近に向けて航行した状況については明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、同乗者が、地ノ島南端から南南東方に拡張する浅所の存在を知らなかったため、地ノ島南端と鐘ノ岬の中央付近に向けて航行し、本船が同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。